

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく 自立支援医療費の支給に関する規則の改正の概要

1 改正の概要

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（以下「省令」という。）が改正され（令和2年3月19日公布、同年7月1日施行）、自立支援医療費に係る申請書等の記載事項であった性別が記載不要になったため、県規則の様式から性別欄を削るものである。

2 自立支援医療とは

自立支援医療とは、心身の障害を除去・軽減するための医療について、医療費の自己負担額を軽減する公費負担医療制度である。

自立支援医療の種類は三種類（省令第36条）であり、県が実施主体である事業は（3）精神通院医療のみ。

- （1） 育成医療（実施主体：市町村）
- （2） 更生医療（実施主体：市町村）
- （3） 精神通院医療（実施主体：都道府県・指定都市）

3 自立支援医療制度（精神通院）とは

精神による疾患で、通院医療が継続的に必要な者の医療費の自己負担分を公費で負担する制度。

4 改正事項

県規則で定める様式すべてから性別欄を削る。

様式	性別欄の記載根拠
①認定申請書（新規・再認定・変更）	改正前省令35条1号、45条1号
②診断書	改正前国要綱様式（技術的助言）
③受給者証等記載事項変更届	改正前省令47条1項1号
④受給者証再交付申請書	改正前省令48条1項1号

※現行規則で様式を定めているのは、精神通院医療のみ。

5 省令の改正経緯

令和元年12月23日に「令和元年地方分権改革における提案に対する対応方針」が閣議決定されたことを受け、申請書等への性別の記載を不要とした。

自治体からの「精神通院医療においては、性同一性障害も対象となる中、性別の項目の必要性が明確でないにもかかわらず、記載が求められており、申請者（受給者）から性同一性障害を有する方への配慮に欠けるのではないかとの苦情を受けることがある」等の声を反映したものの。

6 施行期日

令和3年4月1日